

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成24年11月14日
【会社名】	株式会社 梅の花
【英訳名】	UMENOHANA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅野 重俊
【本店の所在の場所】	福岡県久留米市天神町146番地
【電話番号】	0942(38)3440（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営計画室長 上村 正幸
【最寄りの連絡場所】	福岡県久留米市天神町146番地
【電話番号】	0942(38)3440（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営計画室長 上村 正幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,259,675,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行転換社債型新株予約権付社債】

銘柄	株式会社梅の花第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」という。）
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額	金2,259,675,000円
各社債の金額	金2,259,675,000円
発行価額の総額	金2,259,675,000円
発行価格	本社債の額面100円につき金100円。 ただし、本付属新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率	本社債に利息は付さないものとする。
償還期限	平成27年12月3日
償還の方法	<p>(1) 償還金額 額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 償還の方法及び期限 本社債は平成27年12月3日にその総額を償還する。ただし、繰上償還の場合は、本欄(2)項 号に定める金額によるものとする。</p> <p>特別事由による繰上償還 本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本新株予約権付社債権者」という。）は、以下に定める事由が生じたとき、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部を、募集社債の金額と同額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。</p> <p>() 特定組織再編行為 特定組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合）において、特定承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されないとき 「特定組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割（特定承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社引き受けられることとなるものをいう。 「特定承継会社等」とは、当社による特定組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。</p>

	<p>() 上場廃止事由 上場廃止事由(以下に定義する。)が生じ、かつ継続している場合 「上場廃止事由」とは、当社普通株式(組織再編行為に伴い、承継会社等に当社の本新株予約権付社債上の義務が承継される場合には、承継会社等の普通株式)が日本のいずれの金融商品取引所においても上場されなくなった場合をいう。</p> <p>() 支配権の変動 支配権変動事由(以下に定義する。)が生じた場合 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合をいう。</p> <p>(3) 本欄に定める償還すべき日(本欄第(2)項 号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下、「償還期日」という。)が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。当社は本新株予約権付社債を買い入れた場合、直ちに本社債を消却するものとし、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。また当該本新株予約権付社債についての本社債又は当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p>
募集の方法	第三者割当の方法によりエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に全額を割り当てます。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込期間	平成24年12月1日から平成24年12月2日
申込取扱場所	株式会社梅の花 管理本部
払込期日	平成24年12月3日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>(1) 担保提供制限 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 担保付社債への切替 当社は、社債権者集会の承認を得た上で、いつでも本新株予約権付社債権保全のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定することができる。 当社が本欄(1)項又は(2)項 号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>(3) 担保提供制限に係る特約の解除 当社が、本欄(1)項又は(2)項 号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合は、以後、同(1)項は適用されない。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

(注) 1 本新株予約権付社債権者に対する通知

本新株予約権付社債に関して本新株予約権付社債権者に対し通知をする場合、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の方法により公告してこれを行うものとする。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

2 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について当然に期限の利益を失う。

(1) 当社が、次の各場合のいずれかに該当したとき

当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。また、当社が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

当社が、解散の決議を行い若しくは解散命令を受け、その他法令若しくは定款上の解散事由が発生したとき、又は事業を廃止したとき。

当社が事業を営むために必要な政府当局又は規制当局の許可、認可又は登録等が取消される等維持できなくなったとき。

(2) 当社が、次の各場合のいずれかに該当し、本社債の社債権者より、期限の利益を喪失させる旨の書面の通知を受けたとき。なお、当社の責めに帰すべき事由により当該通知の到達が遅延した場合、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に当該通知を受けたものとみなす。

当社が本新株予約権付社債の社債要項のいずれかの規定に違背し、本社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をしないとき。

当社が本社債以外の債務について期限の利益を喪失したとき、又は第三者が負担する債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらずその履行をすることができないとき。

当社が、その事業経営に不可欠な資産について、差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。

当社が、事業を停止し、又は所轄政府機関若しくは規制当局等から業務停止等の処分を受けたとき。

3 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書きの要件を満たすため、本新株予約権付社債には社債管理者を設置しない。

4 社債権者集会に関する事項

(1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下、「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は福岡県にてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済の額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

5 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社西日本シティ銀行

6 本社債に関する信用格付の取得について

本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（本新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 当社は単元株制度を採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数	種類は普通株式とし、発行数は、行使された本新株予約権に係る本社債の総額を転換価額で割った最大整数とする。この場合に交付する株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額 本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る各本社債とする。 本新株予約権1個の行使に際して出資をなすべき財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>(2) 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式の1株あたりの価額（以下「転換価額」という。）は、当初、平成24年11月14日開催の本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成24年11月13日の東京証券取引所における当社普通株式の終値に0.9515を乗じた165,000円とする。なお、本項(3)号に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>(3) 転換価額の調整 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号（ ）乃至（ ）に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式（以下、「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価格} = \text{調整前転換価格} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ <p>新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>() 本号（ ）に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付（新株発行も含む、以下同じ。）する場合（ただし、取得請求権付証券等（下記（ ）に定義する。）の取得と引換えによる交付、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による交付又はストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的とする発行若しくは付与の場合を除く。） 調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>() 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合 調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p>

() 本号 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）（これらの株式又は新株予約権を取得対価として交付する定めのある証券又は権利を含み、以下、「取得請求権付証券等」という。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付証券等の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして（当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得対価として交付する定めのある証券又は権利の場合、当該株式又は当該新株予約権の全てが取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなす。以下同じ。）新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が上記の適用日時時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

() 本号 () 乃至() の各取引において、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 () 乃至() にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

() 本号 () 乃至() の各取引において、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 () 乃至() にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整前転換価額により調整後転換価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

() 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

	<p>() 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、本号()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。</p> <p>この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>() 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当社の普通株主の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し当該転換価額の調整前に本号()又は本号 に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、本号()の当社普通株式の株式分割の場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>() 新株発行等による転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、新株発行等による転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>本号 又は の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>() 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少に際して行う剰余金の配当、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>() その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,259,675,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>(1) 発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(2)号記載の転換価額とする。</p> <p>(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(3) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成26年12月3日から平成27年12月3日までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>(1) 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>(2) 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>(3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債のすべてを出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合は、当該組織再編行為を原因とする本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「承継会社等」という。)の新株予約権で、本号に定める内容のもの(以下、「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を、以下、「承継社債」という。)、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する承継会社等の承継新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に係る本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数 行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の額面金額の合計額を本号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(4) 承継新株予約権付社債の転換価額 承継新株予約権付社債(承継新株予約権を承継社債に付したものをいう。)の転換価額は、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、本項第(10)号の調整に準じた調整を行う。</p>

	<p>(5) 承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額 承継新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該承継新株予約権に係る承継社債とし、当該社債の価額は、各承継社債の額面金額と同額とする。</p> <p>(6) 承継新株予約権の行使請求期間 本項第(5)号に定める本新株予約権の行使請求期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本項第(5)号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとし、本項第(5)号に準じた制限に服する。</p> <p>(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定する。</p>
--	--

(注) 1 本社債に付された本新株予約権の総数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 1 個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

払込みを要しない。

3 本新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)

平成24年12月3日。ただし、各本社債の払込金額が上記(新規発行新株予約権付社債)「払込期日」欄の払込期日に当社に払い込まれることを本新株予約権の割当ての条件とする。

4 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄

(1)に定める行使請求受付場所(以下、「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。

(2) 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない

5 本新株予約権行使の効力発生時期

行使の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

6 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後速やかに、本新株予約権付社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

7 新株予約権の行使時の払込金額により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を全ての本新株予約権付社債権者及び行使請求受付場所に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

当該事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
2,259	33	2,226

(注) 発行諸費用は登録免許税・弁護士費用・フィナンシャルアドバイザー費用・合計33百万円であり、消費税等は含まれておりません。

（２）【手取金の使途】

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
設備投資費用 （LED照明、焼売成形機 他）	330	平成24年12月
店舗出店費用	1,197	平成24年12月～平成26年3月
借入金返済	700	平成24年12月
合計	2,227	

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本新株予約権付社債発行の他、資本・業務提携の一環として、平成24年11月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（以下、「本株式」という。）の発行を決議しております。本株式の発行の概要は以下のとおりであります。詳細につきましては、当社が平成24年11月14日に提出した本株式に係る有価証券届出書をご参照ください。

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 3,745株
(2) 払込金額	1株につき170,000円
(3) 払込金額の総額	636,650,000円
(4) 資本組入額	1株につき85,000円
(5) 資本組入額の総額	318,325,000円
(6) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法によりエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に全額を割り当てます。
(7) 申込期間	平成24年12月1日から平成24年12月2日
(8) 払込期日	平成24年12月3日
(9) 割当先及び割当て株数	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 3,745個

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
本店の所在地	大阪市北区角田町8-7
届出書の提出日において既に提出されている直近の有価証券報告書の提出日	第93期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）有価証券報告書 平成24年6月22日関東財務局長に提出 第94期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）四半期報告書 平成24年11月13日関東財務局長に提出

(2) 当社と割当予定先との間の関係

出資関係	当該事項はありません。
人事関係	当該事項はありません。
資金関係	当該事項はありません。
技術関係	当該事項はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社及び当社の子会社である株式会社梅の花plus、株式会社古市庵と、当該会社の関係会社との間には、仕入契約を締結し、下記の通り店舗展開を行っております。 株式会社梅の花 契約事業数 2事業 売上高 12百万円 株式会社梅の花plus 契約店舗数 7店舗 売上高 360百万円 株式会社古市庵 契約店舗数 11店舗 売上高 730百万円

（注） 本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

(3) 割当予定先の選定理由

本提携先を割当先とすることで両者の信頼関係を強化するとともに、両社商品の各々への供給による相互利用や共同仕入れによる仕入れコスト削減、当社店舗のエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社への店舗展開等による販売網の拡大、新商品の共同開発等を図り、当社の収益力の、財務体質の強化による企業価値を向上することを目的に割当先を選定いたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

13,695株

（注） 割り当てようとする株式の数は、本新株予約権付社債に付された新株予約権がその当初転換価額165,000円においてすべて転換された場合における株式の数となります。

(5) 株券等の保有方針

当社は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社が、当社の株式を長期に保有する意向である旨を確認しております。なお、当社は割当予定先との間で、払込期日（平成24年12月3日）から2年間において、割当予定先が取得した本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告し、当該報告に基づく報告を当社が東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

(6) 払込みに要する資金等の状況

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社は、同社の第93期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）にかかる有価証券報告書及び第94期第2四半期（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）にかかる四半期報告書によれば、平成24年3月31日時点において17,823百万円、同年9月30日時点において17,809百万円の現預金を連結貸借対照表に計上しております。また、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、本株式及び本新株予約権付社債の払込みについて問題ないと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応する基本的な考え方及びその整備状況を株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した第三者機関であるグラントソントン・マスタートラスト株式会社（以下、「グラントソントン・マスタートラスト」という。）に本転換社債型新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本転換社債型新株予約権付社債の価値算定評価書（以下、「社債評価書」という。）を受領いたしました。グラントソントン・マスタートラストは、一定の前提（本転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の条件、当社株式の株価**円、転換価額165,000円、その他ボラティリティ、無リスク利率、借入利率等）の下、一般的な株式オプション価格算定モデルであるモンテカルロシミュレーションを用いて本転換社債型新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

当社は、算定機関の評価を踏まえ、かつ、リーガルアドバイザーである大石法律事務所（福岡県久留米市）の助言などを参考にして、割当予定先であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社との協議の結果、本新株予約権付社債の発行価額を額面100円につき100円、本新株予約権付社債に付された本新株予約権につき金銭の払込みを要しない、転換価額を165,000円といたしました。

そのうえで、当社は、本新株予約権付社債について、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権の実質的な対価と本新株予約権の公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、当社では、上記判断に至る過程で、当社の監査役3名全員（うち社外監査役2名）より、発行要項の内容の説明に加え、算定機関が算定にあたり採用したパラメータに不合理と認められる点がなく、算定の方法が一般的に用いられるオプション評価モデルであることから、算定機関の算定結果は合理的であるものと認められること、また、算定機関の算定結果から、本転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の実質価値は本新株予約権の理論的な公正価値を大きく下回るものではないことなどを勘案すれば、割当予定先に特に有利ではない旨の意見を得ております。

ご参考までに今回の転換価額は、平成24年11月13日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値173,400円に対して4.8%のディスカウント、1ヶ月の終値平均173,195円に対して4.7%のディスカウント、3ヶ月の終値平均176,925円に対して6.7%のディスカウント及び6ヶ月の終値平均176,200円に対して6.4%のディスカウントとなります。（当社といたしましては、転換価額が平成24年11月13日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値に対してディスカウントを生じておりますが、社債評価書の評価結果も踏まえたうえで、本社債に新株予約権を付すことで一定の金利減免効果が得られること、本新株予約権付社債の発行により調達した資金による投資で当社の企業価値の向上が見込まれること等から、かかる転換価額については適正価額であると判断いたしました。）

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式3,745株にかかる議決権の数は3,745個であり、平成24年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数69,793個に対する希薄化率は5.37%であります。本新株予約権付社債の発行による潜在株式数は13,695株であり、本株式の発行と合わせ、一連のエクイティファイナンスにより新たに発行される株式の数は17,440株、これにかかる議決権の数は17,440個、平成24年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数69,793個に対する希薄化率は24.99%となり、既存株主における1株当たりの利益（または損失）を希薄化することになります。希薄化率24.99%の希薄化が生じることとなりますが、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社が強みとする財務体質や販売力と、当社が強みとする商品開発力や商品供給体制を融合することによるシナジー効果は大であり、財務基盤の安定化も併せ、将来的に当社の企業価値の増大に寄与すると考えられるため、希薄化の規模は合理的であると考えております。

なお、当社では、上記判断に至る過程で、当社の監査役3名全員（うち社外監査役2名）より、本株式及び本新株予約権付社債の発行の合理性について妥当である旨の意見を得ております。

また、当社の発行済株式総数は71,147株ですが、自己株式1,354株を保有しておりますので、前述の平成24年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数69,793個としております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
梅野企画	福岡県久留米市榑原町71-7	12,021	17.22%	12,021	14.40%
梅野重俊	福岡県久留米市	5,992	8.59%	5,992	7.18%
梅野久美恵	福岡県久留米市	3,776	5.41%	3,776	4.52%
エイチ・ツー・オー リ テイリング株式会社	大阪府大阪市北区角田町8-7			13,695	16.40%
トーホーフードサービス	兵庫県神戸市東灘区向洋町西 5丁目-9	1,280	1.83%	1,280	1.53%
西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前 3丁目-1-1	960	1.38%	960	1.15%
麒麟麦酒株式会社	東京都中央区新川2丁目10-1	800	1.15%	800	0.96%
梅の花社員持株会	福岡県久留米市天神町146	698	1.00%	698	0.84%
三井住友海上火災保険株 式会社	東京都中央区新川2丁目27-2	468	0.67%	468	0.56%
株式会社三菱東京UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内2丁目 7-1	456	0.65%	456	0.55%
住友生命保険相互会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	288	0.41%	288	0.34%
計		26,739	38.31%	40,442	48.43%

(注) 1 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成24年9月30日現在のものです。

(参考)平成24年11月14日開催の取締役会において本新株予約権付社債と同時に決議された第三者割当増資により発行される新株式反映後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	大阪府大阪市北区角田町8-7			17,440	19.99%
梅野企画	福岡県久留米市櫛原町71-7	12,021	17.22%	12,021	13.78%
梅野重俊	福岡県久留米市	5,992	8.59%	5,992	6.87%
梅野久美恵	福岡県久留米市	3,776	5.41%	3,776	4.33%
トーホーフードサービス	兵庫県神戸市東灘区向洋町西5丁目-9	1,280	1.83%	1,280	1.47%
西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目-1-1	960	1.38%	960	1.10%
麒麟麦酒株式会社	東京都中央区新川2丁目10-1	800	1.15%	800	0.92%
梅の花社員持株会	福岡県久留米市天神町146	698	1.00%	698	0.80%
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27-2	468	0.67%	468	0.54%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	456	0.65%	456	0.52%
住友生命保険相互会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	288	0.41%	288	0.33%
計		26,739	38.31%	44,187	50.64%

(注) 1 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成24年9月30日現在のものであります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第32期）及び四半期報告書（第33期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年11月14日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年11月14日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期）提出日（平成23年12月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年11月14日）までの間において、以下の臨時報告書を福岡財務支局長に提出しております。（平成23年12月27日）

1 提出理由

平成23年12月22日開催の当社第32回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年12月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金500円 総額35,573,500円

その他の剰余金の処分に関する事項

イ 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 40,000,000円

ロ 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 40,000,000円

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、土屋義文及び大内田勇成を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 剰余金の処分の件	38,846	163	4	（注）	可決（99.57％）
第2号議案 監査役選任の件				（注）	
土屋 義文	38,860	153	0		可決（99.61％）
大内田 勇成	38,834	179	0		可決（99.54％）

（注）出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算していません。

3. 最近の業績の概要

第33期連結会計年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）の業績の概要

平成24年11月14日開催の取締役会において承認された第33期連結会計年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していませんので、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位 : 千円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,808,043	1,684,430
売掛金	1,244,320	1,283,412
商品及び製品	59,916	60,976
原材料及び貯蔵品	148,353	164,563
繰延税金資産	327,744	236,201
その他	451,910	442,446
貸倒引当金	1,758	1,758
流動資産合計	4,038,530	3,870,272
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,622,752	6,501,732
機械装置及び運搬具（純額）	148,468	125,513
土地	4,639,687	4,636,426
建設仮勘定	484,263	8,523
その他（純額）	519,205	515,335
有形固定資産合計	12,414,377	11,787,532
無形固定資産		
のれん	693,794	578,161
その他	79,996	63,955
無形固定資産合計	773,790	642,117
投資その他の資産		
投資有価証券	57,176	54,457
長期貸付金	77,788	77,568
繰延税金資産	53,818	23,416
敷金及び保証金	1,688,518	1,651,177
その他	153,503	140,430
貸倒引当金	76,468	89,843
投資その他の資産合計	1,954,337	1,857,207
固定資産合計	15,142,505	14,286,858
資産合計	19,181,036	18,157,131

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	575,074	584,153
短期借入金	1,300,000	2,000,000
1年内返済予定の長期借入金	2,473,388	2,423,786
未払金	1,159,325	1,488,794
未払法人税等	39,400	39,200
賞与引当金	241,300	235,200
ポイント引当金	106,945	139,145
その他	651,849	616,990
流動負債合計	6,547,282	7,527,269
固定負債		
長期借入金	5,184,176	3,703,634
退職給付引当金	141,620	155,712
デリバティブ債務	488,912	-
資産除去債務	608,328	612,635
その他	199,357	168,871
固定負債合計	6,622,395	4,640,854
負債合計	13,169,677	12,168,124
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,804,852	3,804,852
資本剰余金	3,181,841	3,181,841
利益剰余金	969,856	749,023
自己株式	-	238,011
株主資本合計	6,016,837	5,999,658
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	752	5,925
為替換算調整勘定	4,725	4,725
その他の包括利益累計額合計	5,478	10,651
純資産合計	6,011,359	5,989,007
負債純資産合計	19,181,036	18,157,131

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
売上高	29,736,352	30,029,888
売上原価	8,488,002	8,692,678
売上総利益	21,248,350	21,337,210
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	513,225	503,871
役員報酬	154,600	149,600
給料及び賞与	8,750,458	8,857,928
賞与引当金繰入額	224,300	220,000
退職給付費用	44,452	79,351
法定福利及び厚生費	875,455	890,466
消耗品費	1,329,521	1,342,461
賃借料	3,626,625	3,610,299
水道光熱費	825,316	855,139
減価償却費	886,480	863,524
のれん償却額	115,632	115,632
その他	3,199,535	3,338,058
販売費及び一般管理費合計	20,545,603	20,826,335
営業利益	702,746	510,875
営業外収益		
受取利息	4,826	4,415
受取配当金	1,705	1,754
受取手数料	17,436	17,372
受取保険料	181	-
デリバティブ清算益	-	188,709
雑収入	69,700	30,654
営業外収益合計	93,851	242,906
営業外費用		
支払利息	151,751	117,920
デリバティブ評価損	117,911	-
雑損失	65,573	77,261
営業外費用合計	335,236	195,182
経常利益	461,361	558,599

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
特別利益		
固定資産売却益	43,743	-
その他	4	-
特別利益合計	43,747	-
特別損失		
固定資産除売却損	153,793	124,222
減損損失	3,481	30,265
投資有価証券評価損	9,498	-
訴訟関連損失	1,695	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	369,175	-
その他	41,379	-
特別損失合計	579,022	154,487
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	73,914	404,111
法人税、住民税及び事業税	27,318	29,126
法人税等調整額	53,768	118,579
法人税等合計	81,086	147,705
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	155,001	256,406
当期純利益又は当期純損失()	155,001	256,406

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	155,001	256,406
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	5,173
その他の包括利益合計	2	5,173
包括利益	154,998	251,233
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	154,998	251,233
少数株主に係る包括利益	-	-

[次へ](#)

(3) 連結株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,434,334	3,804,852
当期変動額		
新株の発行	1,370,518	-
当期変動額合計	1,370,518	-
当期末残高	3,804,852	3,804,852
資本剰余金		
当期首残高	1,811,323	3,181,841
当期変動額		
新株の発行	1,370,518	-
当期変動額合計	1,370,518	-
当期末残高	3,181,841	3,181,841
利益剰余金		
当期首残高	786,005	969,856
当期変動額		
剰余金の配当	28,850	35,573
当期純利益又は当期純損失()	155,001	256,406
当期変動額合計	183,851	220,832
当期末残高	969,856	749,023
自己株式		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	238,011
当期変動額合計	-	238,011
当期末残高	-	238,011
株主資本合計		
当期首残高	3,459,652	6,016,837
当期変動額		
新株の発行	2,741,036	-
剰余金の配当	28,850	35,573
当期純利益又は当期純損失()	155,001	256,406
自己株式の取得	-	238,011
当期変動額合計	2,557,185	17,178
当期末残高	6,016,837	5,999,658

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	755	752
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2	5,173
当期変動額合計	2	5,173
当期末残高	752	5,925
為替換算調整勘定		
当期首残高	4,725	4,725
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,725	4,725
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,480	5,478
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2	5,173
当期変動額合計	2	5,173
当期末残高	5,478	10,651
純資産合計		
当期首残高	3,454,171	6,011,359
当期変動額		
新株の発行	2,741,036	-
剰余金の配当	28,850	35,573
当期純利益又は当期純損失()	155,001	256,406
自己株式の取得	-	238,011
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2	5,173
当期変動額合計	2,557,188	22,351
当期末残高	6,011,359	5,989,007

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	73,914	404,111
減価償却費	1,010,703	985,607
減損損失	3,481	30,265
のれん償却額	115,632	115,632
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	369,175	-
賞与引当金の増減額(は減少)	16,500	6,100
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	16,191	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	17,563	14,092
貸倒引当金の増減額(は減少)	12	13,375
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	10,305	-
ポイント引当金の増減額(は減少)	34,722	32,200
受取利息及び受取配当金	6,532	6,170
支払利息	151,751	117,920
投資有価証券評価損益(は益)	9,498	-
固定資産除売却損益(は益)	110,050	124,222
デリバティブ評価損益(は益)	117,911	188,709
売上債権の増減額(は増加)	32,552	39,092
たな卸資産の増減額(は増加)	16,404	17,270
仕入債務の増減額(は減少)	3,663	9,078
その他	8,452	60,992
小計	1,778,065	1,528,173
利息及び配当金の受取額	2,654	2,385
利息の支払額	147,204	116,880
法人税等の支払額	23,269	27,772
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,610,246	1,385,906
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	312	100
定期預金の払戻による収入	50,040	-
有形固定資産の取得による支出	1,286,387	356,292
有形固定資産の売却による収入	280,000	-
有形固定資産の除却による支出	10,076	14,299
無形固定資産の取得による支出	7,622	-
投資有価証券の取得による支出	2,383	2,430
連結子会社株式の追加取得による支出	50	-
資産除去債務の履行による支出	43,075	27,700
貸付けによる支出	5,440	-
貸付金の回収による収入	207	213
敷金及び保証金の回収による収入	126,918	65,496
敷金及び保証金の差入による支出	53,803	24,371
その他	34,776	12,720
投資活動によるキャッシュ・フロー	917,208	346,763

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,246,800	700,000
長期借入れによる収入	3,600,000	1,300,000
長期借入金の返済による支出	3,869,972	2,830,144
リース債務の返済による支出	35,974	56,620
割賦債務の返済による支出	6,205	3,195
株式の発行による収入	2,741,036	-
自己株式の取得による支出	-	238,011
配当金の支払額	29,015	34,883
財務活動によるキャッシュ・フロー	153,069	1,162,855
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	846,107	123,713
現金及び現金同等物の期首残高	633,913	1,480,020
現金及び現金同等物の期末残高	1,480,020	1,356,307

(5) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(6) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(7) 連結財務諸表に関する注記事項

(セグメント情報等)

a. セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、サービス形態別のセグメントから構成されており、「外食事業」及び「テイクアウト事業」2つを報告セグメントとしております。

「外食事業」は、「湯葉と豆腐の店 梅の花」を中心とした店舗を運営しております。「テイクアウト事業」は、「古市庵」の寿司テイクアウト店及び「梅の花」のテイクアウト店を中心とした店舗を運営しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載しております。

棚卸資産の評価については、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）で評価しております。

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。

セグメント間の内部売上高または振替高は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	外食事業	テイクアウト 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	18,816,458	10,919,893	29,736,352	-	29,736,352
セグメント間の内部売上高 又は振替高	8,183	45,802	53,986	53,986	-
計	18,824,642	10,965,696	29,790,338	53,986	29,736,352
セグメント利益	1,267,745	349,644	1,617,390	914,643	702,746
セグメント資産	13,169,301	3,824,629	16,993,931	2,187,105	19,181,036
その他の項目					
減価償却費	758,512	204,025	962,537	48,165	1,010,703
のれんの償却額	-	115,632	115,632	-	115,632
減損損失	-	3,481	3,481	-	3,481
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	1,772,358	185,418	1,957,777	39,838	1,997,615

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 914,643千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

なお、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額2,187,105千円は、報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは、親会社の余剰運用資金（現金及び預金）及び管理部門に係る資産等であります。

(3) その他の項目の調整額は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	外食事業	テイクアウト 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	19,013,815	11,016,073	30,029,888	-	30,029,888
セグメント間の内部売上高 又は振替高	10,810	38,523	49,334	49,334	-
計	19,024,626	11,054,597	30,079,223	49,334	30,029,888
セグメント利益	1,323,773	96,726	1,420,500	909,624	510,875
セグメント資産	12,536,601	3,705,012	16,241,614	1,915,516	18,157,131
その他の項目					
減価償却費	782,217	165,917	948,135	37,472	985,607
のれんの償却額	-	115,632	115,632	-	115,632
減損損失	27,249	3,015	30,265	-	30,265
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	342,914	132,812	475,726	5,565	481,292

(注)1 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 909,624千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

なお、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額1,915,516千円は、報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは、親会社の余剰運用資金(現金及び預金)及び管理部門に係る資産等であります。

(3) その他の項目の調整額は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

b. 関連情報

前連結会計年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

c. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

d. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：千円)

	外食事業	テイクアウト事業	全社・消去	合計
当期償却額	-	115,632	-	115,632
当期末残高	-	693,794	-	693,794

当連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

(単位：千円)

	外食事業	テイクアウト事業	全社・消去	合計
当期償却額	-	115,632	-	115,632
当期末残高	-	578,161	-	578,161

e. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前連結会計年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり純資産額 84,492円09銭	1株当たり純資産額 85,811円00銭
1株当たり当期純損失 2,375円64銭	1株当たり当期純利益 3,650円95銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 算定上の基礎は以下のとおりであります。

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	6,011,359	5,989,007
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)		
(うち新株予約権)	()	()
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	6,011,359	5,989,007
期末の普通株式の数(株)	71,147	69,793

2 1株当たり当期純利益又は当期純損失

	前連結会計年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
当期純利益又は当期純損失() (千円)	155,001	256,406
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 () (千円)	155,001	256,406
普通株式の期中平均株式数(株)	65,246	70,230

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日	平成23年12月26日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第3四半期)	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	平成24年8月14日 福岡財務支局長に提出

金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月 8日

株式会社梅の花
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	工藤 重之 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲斐 祐二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社梅の花の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年10月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社梅の花及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月22日

株式会社梅の花

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥巢 宣明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 重之 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社梅の花の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社梅の花及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社梅の花の平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社梅の花が平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年12月22日

株式会社梅の花

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥巢 宣明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 重之 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社梅の花の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社梅の花及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社梅の花の平成23年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社梅の花が平成23年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年12月22日

株式会社梅の花

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 鳥巢 宣明 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 工藤 重之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社梅の花の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社梅の花の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年12月22日

株式会社梅の花

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥巢 宣明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 重之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社梅の花の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社梅の花の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。